

議事日程第3号

令和3年第3回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和3年9月24日（金）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

- 日程第1 議案第41号 令和3年度錦江町一般会計補正予算（第5号）について
（町長提出）
- 日程第2 議案第42号 錦江町過疎地域産業開発促進条例について
（同上）
- 日程第3 議案第43号 錦江町過疎地域持続的発展計画の策定について
（同上）
- 日程第4 認定第1号 令和2年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について
（同上）
- 日程第5 認定第2号 令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（同上）
- 日程第6 認定第3号 令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（同上）
- 日程第7 認定第4号 令和2年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
（同上）

日程第 8 認定第 5 号 令和 2 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計歳入歳出決算の認定について
（ 町 長 提 出 ）

日程第 9 認定第 6 号 令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
（ 同 上 ）

日程第 10 認定第 7 号 令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
（ 同 上 ）

（日程第 4 認定第 1 号から日程第 10 認定第 7 号まで一括上程、審査結果
について決算審査特別委員長報告）

日程第 11 議員の派遣について

日程第 12 委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉 会

令和3年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和3年9月24日
 召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保勇太	
	2番	久本晃	
	3番	厚ヶ瀬博文	
	5番	浪瀬亮祐	
	6番	染川金治	
	7番	池田行徳	
	8番	川越裕子	
	9番	小吉昭弘	
	10番	水口孝俊	
	11番	中野徳義	
	12番	落司道子	
	13番	笹原政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	木場一昭		
副町長	有村智明		
教育長	畑中清和		
総務課長	坪内裕二郎	産業振興課長	宮園守
政策企画課長	高崎満広	観光交流課長	福園奈美
未来づくり課長	中島裕二	住民生活課長	舞原利博
健康保険課長	猪鹿倉勝志	農業委員会事務局長	落司毅
介護福祉課長	池之上和隆	教育課長	今熊武朗
住民税務課長	川路洋志	財政管財係長	山王洋介
会計課長	永吉和幸	総務課総務チームリーダー	菖蒲洋二
建設課長	岩下和文		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾俊一		

令和3年 第3回 錦江町議会定例会 会議録

令和3年9月24日（金）午前10時00分

錦江町議会 議場

	開会 10:00
○笹原議長	<p>おはようございます。これから、本日の会議を開きます。</p> <p>ここで、欠席届につきまして、荒木産業建設課長から本会議欠席の届けがありました。報告いたします。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたのでご了承願います。</p>
	日程第1 議案第41号
○笹原議長	<p>日程第1、議案第41号令和3年度錦江町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。本案について、提案理由説明を求めます。木場町長。</p>
	木場町長 登壇
○木場町長	<p>皆さんおはようございます。議案第41号、令和3年度錦江町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額は1,389万2千円の増額で、累計は67億7,272万7千円となりました。主な内容につきましては、歳出は、新型コロナウイルス対策費における修繕料を1,185万8千円、本庁舎3階トイレの整備費を400万円、並びに自動式投票用紙読み取り分類機の購入費を590万7千円それぞれ増額するとともに自動水洗手洗い機の購入費を520万3千円減額するものであります。また、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を356万7千円、同交付金の事業者支援分を871万6千円、並びに地方振興基金を160万9千円それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	木場町長 降壇
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金及び18款繰入金と歳出2款総務費及び7款商工費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番川越君。
○8番 川越議員	<p>7ページの修繕費の中に町有の施設トイレ自動水洗化の修繕費が1,100万ほど計上してございますが、これについては、何カ所か箇所を教えてくださいと思います。場所を。</p>
○木場町長	はい。

○笹原議長	はい、町長。
○木場町長	担当課長に説明させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい。川越議員のご質問にお答えいたします。町有施設、本庁舎、支所庁舎、観光施設等合わせまして17施設となっております。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番川越君。
○8番 川越議員	これについては、恐らく入札をされると思いますが、町内業者をまず重点的に1,100万の大きな予算でございますので、優先的にしていただけるようになるでしょうか。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい。この修繕につきましてはですね、小規模事業者登録制度を利用して、工区を10数工区に分けて、全て町内業者に発注する予定でございます。以上です。
○笹原議長	よろしいですか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい。10番、水口君。
○10番 水口議員	はい10番。新型コロナ感染の地方創生臨時交付金という形で我々にも、国会議員の先生から報告がございました。そういった中でですね、今錦江町に、こういった交付金並びにコロナ対策に、総額でよろしいです。2年間にわたり金額はどのぐらいになったものか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい、水口議員のご質問にお答えいたします。まず、令和2年度の決算額としましては、3億7,854万3千円で、令和3年度繰り越し分ですけれども

	それと事業者支援分等を合わせまして、令和3年度が1億4,129万8千円、合計としまして、5億1,984万1千円となっております。以上です。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	はい。ありがとうございます。一応、今現在はコロナがある程度沈静化したと。県においても、国においても、ワクチンが2回接種。そういった中でですね、私どもが国のこういった援助があったからこのコロナもある程度乗り切れたというふうに思っておりますが、錦江町におきましては、農家の方なり、事業者の方なり、いろんな方々が、給付金なり対応をしていただきました。そういった関係でですね、ちょっともう1つお聞きしますが、交付金をいただいたときに税の申告、これは課税対象になると思うんですが、そこらをちょっとお聞かせ願いたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	町長。
○木場町長	担当課長に説明させます。
○川路住民 税務課長	はい。
○笹原議長	はい。住民税務課長。
○川路住民 税務課長	水口議員のご質問にお答えいたします。コロナ対策費の臨時福祉交付金、個人への交付金については、非課税でございます。事業者への福祉金についてもですね、非課税でございますが我々のほうでは、事業者への交付金につきましては、課税対象で令和3年度の税収に反映されております。以上です。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	課税対象事業者があると思うんですが、その猶予というのなくてもその次年度の課税対象ですかね、何年か猶予はないのかなと思ったんですけどもそこらの説明がちょっと、来年度からというような説明ですので、今コロナでですね、特に影響があった方々が、何名も数に数えるぐらいでほとんどの方々が、農家の方々も生産性、価格においてもそんなに影響はなかった。特に、もうたばこの方なんかも今度は奨励金が出てですね、辞めるのに反当36万ですか、37万であるというような、こういった話も聞くようでございます。錦江町においてはですね、このコロナに非常に何して影響を受けてですね、貧困者、そういった方々が多く出たということはあまり耳にしませんから、いいわけですが、今後、コロナに対してですね、もう1つ最後に保健福祉課

	長にも聞きますが、低年齢の方々のワクチン接種にしてはどのような考えを持っていらっしゃるのかちょっとお聞きします。
○笹原議長	町長。
○木場町長	それぞれ担当課長に説明させます。
○笹原議長	はい、住民税務課長。
○川路住民税務課長	はい、水口議員の質問にお答えいたします。税の猶予については、前年所得に対して3割減、もしくは5割減の方々に対して、固定資産税で家屋及び償却資産については、減免という形にとっております。国民健康保険税についても、前年所得の3割減以上の方については、免除という形で国民健康保険税については免除しております。以上です。
○笹原議長	はい、健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	はい。それでは水口議員の質問にお答えいたします。今、ワクチン接種、2回目の接種がほぼ補完接種で終了しているところでございますけれども、低年齢については、今ご存じのとおり、12歳以上の到達者の方について、接種を行っておりますけれども今、国のほうで海外のほうですかね、議論がなされている5歳以上、11歳までのお子さんに対しての接種ってということについてはですね、今、国のほうで議論がなされておりますので、それについては専門医であったりとか、国の審査会、そういったところで、今後協議がなされた中で、市町村のほうには通達が来ようかというふうに感じております。それから、3回目の接種の説明がございまして、これについてはですね、2回目の接種終了後、8カ月を経過した後の接種ということで今、国のほうで体制整備に向けた協議がなされており、先日、市町村についても説明がなされたところでございます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第41号令和3年度錦江町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。お諮りします。議案第41号は、原案のとおり採決することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第41号、令和3年度錦江町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第2 議案第42号

○笹原議長	日程第2、議案第42号錦江町過疎地域産業開発促進条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	議案第42号錦江町過疎地域産業開発促進条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。同議案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において定められている地方税の課税免除の措置を受けられる業種等につきまして、同法との整合性を図りますため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(木場町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 川越議員	はい、8番。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	1点だけお伺いいたします。今回の改正が全面改正ということで、サービス業とか、いろんな形でまた新しい対象も出てきたり、それから改修の中に増築、改築、修理、あるいは模様替えというのも条項も入ってくるようがございます。こうした場合に固定資産税が減免されるわけですが、減免された分については国が例えば交付税で対応するというような形になるのでしょうか。その1点について質問いたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	政策企画課長に答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	はい。川越議員のご質問にお答えいたします。本条例に基づきまして課税免除を行った場合、国の特別措置としまして、地方税の減収の75%を交付税で、普通交付税で補填されるというふうになっております。以上です。
○8番 川越議員	すいません。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	1点と言いましたけどすいません、過去やっぱりこの条例でもって、実施がなされた部分があったのでしょうか。
○高崎政策 企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。

○高崎政策 企画課長	過去の実績でございますが、平成17年の合併以降でのデータとしまして、 製造業の1事業者が課税免除の適用を受けております。以上です。
○笹原議長	はい、ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第42号錦 江町過疎地域産業開発促進条例についてを採決します。お諮りします。議案 第42号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第42号錦江町過疎地域産業開発促進 条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第3 議案第43号、
○木場町長	日程第3、議案第43号、錦江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを 議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	議案第43号錦江町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、提案理由 の説明を申し上げます。同議案につきましては、過疎地域自立促進特別措置 法が令和3年3月31日をもって失効し、令和3年4月1日から新たに過疎 地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、令和 3年度から令和7年度の5カ年を計画期間とする錦江町過疎地域持続的発 展計画を策定したいため、本計画案を提案するものであります。ご審議のほ どよろしくお願い申し上げます。
	(木場町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	今朝ほどですね、再生エネルギーの利用の促進の中の70ページの中で、 90%と言ってましたが80%にいたしましたと。その稼働率をです。この原 因、原因と申しますか、その理由をちょっと聞かせ願いたいと思います。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	はい。政策企画課長に答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。

○笹原議長	はい、政策企画課長。
○高崎政策企画課長	はい。水口議員のご質問にお答えいたします。当初全協でご説明したときには90%ということで担当課のほうから出ておりましたので、90%の稼働率を目標にということにしておりましたが、ただその90%の中にはですね、運転を取りやめる、点検とかで、取りやめるという期間は除いてありますので、これ1年間の稼働率としたときには、その含めた稼働率ということで90%から80%のほうに、稼働率のほうを下げさせていただいたところでございます。これにつきましては担当課とも協議をしまして、そのような形で今回新たに計上したところでございます。以上です。
○10番水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番水口君。
○10番水口議員	はい、分かりました。今日も、産業建設課長が欠席ということでございましたけれども、今このバイオマスにつきましては一応、責任者と申しますか、担当と申しますかそういった、業務内容については、どこの課が担当されているんですか。今、政策企画課のほうで発表はございましたけれども、現状とか、そういった例えば修理、故障が出た場合に誰が行っている、どちらさんが、担当課が行って処理されているのか、お聞かせください。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	直接この本議案には直接関係はないと思いますが、過疎地域計画につきましては政策企画課が担当しますけれども、実際のバイオマスエネルギーの管理は産業建設課が行っております。産業建設課としては、業務委託を外部の業者に委託しているところであります。
○10番水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番水口議員	関係がないっていったら関係はありませんけどこの契約の中では、誰が担当してるかっていうのを聞くのは。だけど、今みたいに90%を落とした原因は今おっしゃった聞きたいんですよ。そういった意味での質問ですから。関係ないとかどういふのは私はちょっとそれはないと思いますよ。ですから、この過疎地域持続型の計画に対しては5年おきということで見直しをされたということですから、この前も出ましたとおり人口もその中でですね、減っていく、事業もなかなか大変、それから脱炭素の方針も出ているという中でしたのでこういうのを目標を高くして、できたら脱炭素と過疎化の両立を図っていただいてですね、やっていただきたいと。それから最後に、私は、

	<p>錦江町の基幹産業は何かと言われたときは、やはり農業という形であります。休遊地をソーラーにするとか、いろいろな形で推進はされると思いますが、そこらは、もう本当に慎重にやってほしい。それは、ソーラーの場合には県へのお伺いですとかなんとかと言いますけれども、やはり町がですねある程度、普及には力を入れてほしいと思いますが、やはりそこらは基幹産業は農業であるということを筆頭に考えていただきたいと、これはもう要望でございますけれども、この過疎計画についても私は反対ではございません。反対ではございませんが、そういう心遣い、気遣いをやってほしいというふうに思います。回答は要りません。</p>
○笹原議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第43号錦江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。お諮りします。議案第43号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第43号、錦江町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第4 認定第1号 日程第5 認定第2号 日程第6 認定第3号 日程第7 認定第4号 日程第8 認定第5号 日程第9 認定第6号 日程第10 認定第7号</p>
○笹原議長	<p>日程第4、認定第1号、令和2年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第2号、令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号、令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第4号令和2年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第5号、令和2年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第6号、令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第7号、令和2年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案を一括議題とします。本件について審</p>

	<p>査の経過及び結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。染川決算審査特別委員長。</p>
	<p>(染川決算審査特別委員長 登壇)</p>
○ 染川委員長	<p>令和2年度 各会計審査特別委員会委員長報告</p> <p>令和3年9月7日、9月定例会において、決算審査特別委員会に付託された、認定第1号「令和2年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和2年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの7会計を4日間にわたり審査しましたので、その審査経過と結果について報告します。</p> <p>まず、9月7日に特別委員会を開催し、審査の日程を決定しました。</p> <p>審査は、9月9日から14日までのうちの4日間で、予算審査特別委員会と同様、課ごとに審査する形式で説明を求め、7会計の決算書及び決算説明資料に基づき、関係課長の説明を受け、審査を行ないました。</p> <p>審査にあたっては、予算執行は計画的かつ効果的に行なわれたか、予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったのか、また、町民にとって今後の事業効果が見込めるものとなっているかを主眼において審査いたしました。</p> <p>審査の結果については、日程順により報告いたしますが、各会計の決算書及び決算説明資料については、全員に配布されており、計数については省略し、質疑・応答は主なものを報告しますことをご了承ください。</p> <p>【質疑及び意見】</p> <p>9月10日から、議会事務局及び監査委員事務局のほか、14課局の所管する歳入歳出決算について審査を行ないました。主な質疑等は次のとおりです。</p> <p>(現地調査)</p> <p>意見集約を行いました。意見等はありませんでした。</p> <p>(議会・監査委員事務局)</p> <p>「昨年度12月から開始したYouTubeによる動画配信の状況は。」との質疑に「再生回数は本会議1日あたり200回前後、多い時では400回を超える状況である。」</p> <p>「議会の動画配信以外でも、様々な会議等に活用しているようだが、Zoomのライセンス等維持費はどの程度かかっているのか。」との質疑に「議会事務局としては、購入した機器を他課に貸し出している形で、Zoomのライセンス等は保有していない。」</p>

(農業委員会)

「機構集積支援事業について、B判定の農地に対する今後の取り組みは。」との質疑に「B判定が3年続き、非農地と判定された農地に対しては、国の通知に従い、再生可能エネルギーが進出できる環境を作ることになる。」

(健康保険課)

「予防費の委託料について、不用額が大きい要因は。」との質疑に「風疹抗体検査、成人用の肺炎球菌ワクチンの接種率が低く、年度末まで接種勧奨を行ったため。」

「小児科オンラインの実績は。」との質疑に「対象の 227 世帯中、158 の登録数である。」

「入手困難なワクチンがあったとの説明があるが、希望者に届けられたのか。」との質疑に「おたふく風邪と日本脳炎のワクチンが生産量低下により一時供給不足となったが、少しずつ改善してきており、都度、対象者へ通知を行っている。」

「健康増進事業について、ホームページ上で実施状況の確認や予約ができるようにならないか。」との質疑に「リニューアルにあたり、協議の上、できる限り町民の方々に情報提供したい。」

「健康教室について、コロナで中止した部分もあったと思うが、個別対応はどのような形で行ったのか。」との質疑に「対象者への電話連絡と訪問、もしくは役場に出向いていただき相談を受ける形で行っている。」これに対し「公開中の YouTube 動画を周知して、情報を提供していただきたい。」との意見があった。

「不妊治療助成事業の実績は。」との質疑に「年度内で1～2名である。」

「旧保健センターの跡地利用は。」との質疑に「まだ具体的には決めていないが、当面は備蓄場所として活用する。」

「捨て猫が非常に多いが、対策を講じられないか。」との質疑に「保健所と連携の上、餌付け行為等に対してチラシにより注意喚起する。」

(介護福祉課)

「DV 被害者緊急保護宿泊費等助成について、保護の後、サポートはどのように行っているのか。」との質疑に「ケースによるが、要保護児童対策地域協議会で計画的に見て、場合によっては役場の担当保健師が定期的に訪問し、現状把握をする。」

「紙おむつ助成事業について、尿取りパッドに対しても助成できないか。」との質疑に「対象者にとってよりよい方がよいと思うので、いただいた意見を参考に、課内で検討する。」

「敬老金支給事業について、支給年齢をまとめられないか。」との質疑に「当面の間は、現状のままとさせていただきたい。」

「在宅福祉アドバイザー謝金について、民生委員の活動と重なる部分はないのか。連携は取れているのか。」との質疑に「自治会内で困った方がいれば、まず在宅福祉アドバイザーに相談してもらい、手に余るような相談事は民生委員につないでもらっている。」

「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業について、該当施設の職員数や利用者数を示されたい。」との質疑に「利用登録者は2名。職員数は非常勤を含め16名である。」

「放課後児童健全育成事業について、ひかり保育園が閉園したが、利用していた園児は現在どこに通園しているのか。」との質疑に「大根占幼稚園、田代こども園、めばえ保育園である。」

「脳若トレーニング利用料について、1人200円だが無料にはできないか。」との質疑に「スタッフが不足しており、好評であるがゆえに無料にするのは難しい。」

(産業振興課)

「錦江町農産物販路拡大・加工検討委員会運営補助事業について、前年度繰越額が補助金額を上回っているが。」との質疑に「今後、財政と協議の上、返納等を検討する。」

「農地中間管理事業と特産品ブランディング事業の事業効果は。」との質疑に「前者は、地域振興公社が間に入ることで耕作料等のもらい外しがなく、誰が誰の土地を作っているというのが明確になり、後者は農家の経営力向上や商品のブラッシュアップに貢献している。」

「鳥獣被害対策事業について、実施隊員は6名で足りているのか。またサルは駆除の対象となり得るのか。」との質疑に「4名から6名に増やした経緯がある。また迅速に対応できており、人数は足りている。サルは駆除の対象であるが、人家から200メートル離れていないと発砲できないことなどから、駆除が難しい。」

「新規就農者総合支援事業補助金について、親元就農者であっても補助対象とすべきではないか。」との質疑に「国の制度であるが、指摘のとおり不平等感がぬぐえ

ない部分もあることから町単独補助金を設けた。今後国に対しても、要望していく。」

「土づくり支援センター費について、垂直攪拌機スクリュー修繕とあるが、どの部分の修繕か。」との質疑に「羽の部分の修繕である。」

「土づくり支援センター費について、今後の施設の在り方をどのように考えるか。」との質疑に「農業と畜産業をマッチングさせていくには必要な施設であり、製造ラインを短くするなど改善に取り組んでおり、今後も自然エネルギーを有効活用するなどしながら、維持する方向で検討したい。」

「畜産振興基金について、運用されていない部分の有効活用は考えられないか。」との質疑に「総務課、担当課と検討する。」

(教育課)

「特別支援学級校外研修補助金について、3,000 円という補助金額だが、十分な活動はできているのか。」との質疑に「その年の活動内容によって補助額は変わる。」

これに対し「十分な体験、経験ができるような形で補助をしていただきたい」との意見があった。

「備品購入費の学校図書について、各学校の充足率は。」との質疑に「大原小、田代小で廃棄図書が多く、充足率が落ちているが、そのような学校に対しては予算額を増やして充足率を上げるようにしている。」

「GIGA スクール構想事業について、工事は完全に終了したのか。また今後の維持管理費はどの程度かかるのか。」との質疑に「工事はすべて完了した。保守点検料込みの工事費であり、今後は発生しない。」

「私立幼稚園等特別支援教育費補助金について、対象園児一人の場合にのみの補助となっているが、その理由は。」との質疑に「2人以上の場合は県の補助事業に該当するが、1人のときは対象外のため、その場合は町が補助するということである。」

「川越宗一氏の講演会など、コロナにより本町にお招きすることができなかったが、今後、アフターコロナにおいてはどのような計画があるか。」との質疑に「令和3年度の自主文化事業において、本町出身の松尾鯉太郎氏を招へいする計画がある。」

「文化センター費について、光熱水費等に多額の予算を費やしているが、特に電気料において、今後の軽減策等あれば教えていただきたい。」との質疑に「大隅半島スマートエネルギーと契約した。今後、安くできる方法があれば検討していきたい。」

「大隅広域図書館ネットワークシステム運営事業について、雑入に 100 円のカード発行に係る手数料が記載されているが、利用者に負担が必要な部分があるのか。」との質疑に「初回発行分は無料だが、紛失等による再発行については、負担金が発生する。」

「町青年団連絡協議会運営補助について、繰越金が多額となっているが、団員数と今後の活動について教えていただきたい。」との質疑に「予定していた研修がコロナのため実施できなかった。団員数は 14 名で、今後の活動についても問題はない。」

「奨学資金貸付基金について、対象は高校生からと思うが、年齢制限はあるのか。」との質疑に「対象は高等学校及び大学に在学中の者、としており、年齢を要件としていない。」

(住民生活課)

「一般管理費について、庁舎の電気料は、バイオマス施設からの電力供給により、どの程度下がったのか。」との質疑に「年間 100 万円ほど下がった。」

「予防接種事故障害年金について、毎年同程度の額が支払われているのか。」との質疑に「毎年、県から基準額が示されるが、大きな変動はない。」

(会計課)

「本町の有価証券取引に関わっている証券会社はどこか。」との質疑に「SMBC 日興証券と野村証券である。」

「有価証券が占める割合が増えてきているが、どのあたりまでを目途に考えているか。」「利率が低く、そこまで収益が上がるわけではなさそうだが、すこし控えめにされたほうがよいのではないか。」との質疑に「25%程度と考えている。」「国債、地方団体が発する債権しか購入しないことを大原則としており、また初発 100 円を超えないものを購入するようにしている。」

(住民税務課)

「家屋全棟調査業務委託について、事故繰越となったが、ここでどのような話し合いをされたのか、お聞かせいただきたい。」との質疑に「現在、進行中であり、今週末に福岡から業者が来庁し、協議することになっている。」これに対し「令和3年度

	<p>で確実に事業を完了されたい。」との意見があった。</p> <p>「人権擁護委員協議会負担金について、人権相談がコロナで中止となっているが、こういう時だからこそ相談したい人もいると思うが、何かいい対応は考えられないか。」との質疑に「鹿屋法務局においては、随時窓口を開き相談できるようである。」これに対し「ぜひ周知をしていただきたい。」との意見があった。</p> <p>「塵芥処理費について、生ごみの量が大きく減った要因は何か。」との質疑に「コロナが影響しているものと思われる。」</p> <p>「南大隅衛生管理組合負担金について、今後の推移や見通し、事業規模の拡大縮小または広域的な再編など、計画があれば示されたい。」との質疑に「処理量は減少傾向にあるが、施設のことも踏まえて、広域での合併も視野にいれながら協議をしていきたい。」</p> <p>(総務課)</p> <p>「本所建物維持費の修繕料について、予備費から 26 万 1 千円を充用した理由は。」との質疑に「本庁舎浄化槽流量調整槽ポンプ取替で、年度末に発生し緊急を要するものであったため。」</p> <p>「新生児子育て支援事業について、30 万円を増額流用した理由は。」との質疑に「転入により新生児が増えたためで、国の交付金を活用するうえで期限があり、補正を計上することができなかったため。」</p> <p>「自衛隊家族会活動運営補助事業について、繰越金が多いが。」との質疑に「コロナ禍で、活動が計画どおりできなかったためで、今年度は補助金を請求しなかった。」</p> <p>「財産売却収入について、町有地売却2筆の内容を示されたい。」との質疑に「神川中住宅跡地 600.32 m²と、宿利原診療所跡地 264.23 m²である。」</p> <p>「財産に関する調書の物品について、今後、公用車として EV カーを導入する計画はないか。」との質疑に「ゼロカーボンシティへの取り組みとして計画しているが、国の補助を受けるにあたりカーシェアリングをすることが要件となっており、どの程度の需要があるか調査をしながら導入をしたい。」</p> <p>「土地開発基金運用状況について、ずっと運用実績がないが、どのようなときに運用することを想定しているのか。」との質疑に「実施する事業の必要性に応じて、土地を先行取得する際を想定している。」</p>
--	---

(建設課)

「国県道除草作業委託について、街路樹の伐採等は委託の対象になっていないのか。」との質疑に「街路樹の件については、建設課を通じて県のほうに要望してある。」

「道路新設改良費について、笹原線と山ノ口塩屋線は、完成まであと何年かかる見込みか。」との質疑に「笹原線は令和8年度、山ノ口塩屋線は令和6年度で終了予定である。」

「住宅管理費の清掃等業務委託料について、荒田原水源ポンプ分解は、突発的なものか。」との質疑に「メンテナンスの一環で、定期的なものである。」

(観光交流課)

「トロピカルガーデン管理費について、燃料費の支出額が大きく、抑える必要がある。またお湯の温度が低いという声を聞くが、対策を講じているか。」との質疑に「燃料については現状のままである。お湯の温度については、管理者に対して指導した。」

「トロピカルガーデン管理費について、指定管理委託料を減らすための今後の対策は。」との質疑に「積算した額から、入場料による収入を差し引いた額が指定管理料となるため、入場者を増やす取り組みが必要。また施設の老朽化を改善すれば、経費の削減になり、指定管理料を減らせるものと考える。」

「キャンプ場使用料および花瀬公園施設使用料について、利用人数と認知度が上がってきている。きちんと料金とれる状況であれば、修繕費等もまかなえるのではないか。」との質疑に「近隣市町の、同等施設の料金を調べたうえで、類似性の高い鹿屋市の浜田キャンプ場と同額としている。人気、認知度が上がってきたということで、今後状況を見ながら検討していきたい。」

(産業建設課)

「支所鶏糞炭化施設管理費について、今後この跡地の利用計画等があるか。」との質疑に「炭化炉を撤去し、そこを製品置き場として利用する計画である。」

「木質バイオマス施設管理事業について、電気設備保守点検委託の対象施設を教えてください。」との質疑に「田代支所、保健福祉センター、バイオマス施設、非常用電源発電機である。」

「財産収入について、立木売払の収入額は、何か所分か。」との質疑に「5か所分である。」

(政策企画課)

「企画費について、予備費からの充用先と、補正で対応できなかった理由は。」との質疑に「充用先は田代地区コミュニティバス運行補助金で、年度末3月 31 日までの運行実績に基づき補助額が確定するため、また当該年度は約 600 名ほど利用者が多かったこともあり、補正で対応することができなかった。」

「田代地区コミュニティバス運行业務委託料および田代地区コミュニティバス運行補助金について、この両方を合算した額がコミュニティバス運行にかかる補助金という理解でよいか。またその場合、町全体としては、教育課のスクールバスに係る予算と合わせて、約 3,000 万円程度の経費になると理解してよろしいか。」との質疑に「そのとおりであるが、大根占地区のコミュニティバスは、教育課が管理するスクールバスを活用しており、田代地区の場合は、廃止になりそうであった民間路線バスに補助をすることで、存続させているもので、児童生徒はこのバスを利用している。そのため別々の課で予算を管理している。」

「アントレプレナーシップ教育事業について、開催回数等実績を示されたい。」「何人の募集に対し、何人が参加したのか。」との質疑に「中学生を対象に、6月～9月にかけて、月2回開催した。」「15名の募集に対し、12名が参加した。」

「のれん分け事業再編プロジェクトについて、調査結果で見えた課題とは。」との質疑に「U・Iターナー者が心配することは、一番目に仕事がないこと、二番に子どもの教育であることが分かった。」

「新たなビジネスモデル創出支援事業について、補助金交付対象組織を教えてください。」との質疑に「河野商事、イリゼ・スリール、岩崎木材、花千寿、久本氏の5件である。」

(未来づくり課)

「ふるさと納税事業について、対前年比 117%と大きく増えた要因と、今後の見通しをお聞かせいただきたい。」との質疑に「一番の要因は、コロナ禍のいわゆる巣ごもり需要。今後は、主力の焼酎、肉に次ぐ返礼品を増やすことに注力する。」

「サテライトオフィスや公営塾、ワーケーションなど様々な事業に取り組まれているが、政策企画課が実施したアンケートで見えた課題、仕事と教育に、まさに合致しており、非常に重要な事業となるが、今後の計画、見通しを示されたい。」との質疑に「コロナ禍の状況下で、地方が働く場として注目されている。働く場所のバリエーションを増やすなどしてニーズを図りたい。」

「地方創生推進費の公用車リース料について、リース開始から何年目か。」との質

疑に「アクアが5年目で、軽自動車も5年を過ぎて、再リースしたところである。」
「お試しサテライトオフィスモデル事業について、宿泊施設借上料があるが、シェアハウスに宿泊させるのではないのか。」との質疑に「来町者が重なったときなどに、宿泊施設を借りている。」

(総括)

「本町の現在の自主財源比率と、今後の見通しについて示されたい。」との質疑に「令和3年度当初予算ベースで、20.32%である。今後の見通しについては、ご承知のとおり依存財源に頼っている部分が多く、税等を中心に自主財源の確保に努めつつ、事業実施にあたっては有利な補助事業等を見つけながら、対応していきたい。」

「田代地区で冬場に作付けできる作物を検討できないか。」との質疑に「現在、町内いくつかのポイントで、年間気温や降水量、日照時間といったデータを集積しており、それらを基に適した作物を検討しているところである。」

「今、子どもたちの間でのコロナ感染が心配されている状況で、12歳からの予防接種も行われているが、今後どのような対策ができるものか。」「幼稚園、保育園、学童の職員に対し、褒賞金を出す考えはないか。」との質疑に「引き続き、南大隅町、肝属郡医師会と連携し、ワクチン接種の実施に取り組んでいきたい。また家庭内感染を防ぐための取り組みなど、感染予防を呼びかけていきたい。」「国の交付金について、そのような直接的な支出は控えるよう通知があった。担当課としても、報償金の支払いは考えていない。」

「各種団体への活動補助について、コロナ禍で活動できなかった団体が多かったものとするが、これを機に活動内容を精査しつつ、補助金の見直しをする考えはないか。」との質疑に「補助金の内容を精査しなければいけないタイミングに来ている。来年度の当初予算の段階で、具体的に指示を検討したい。」

「今後の人口減少、税収不足について、どのような考えを持っているか。」との質疑に「1番多い鹿屋市への転出を抑える、本町に住まいを求めるような政策を展開したい。また教育面の事業効果で標準学力テストの結果が全国レベルであることなど、成果を対外的にアピールしたい。産まれる子どもの数は40人をキープしつつ、できれば50人を目標とした政策を行いたい。」

「農家人口が減少し、サツマイモの基腐病が発生する中、葉たばこの廃作により25町歩が減少し、新規作物の検討が急務であるとするが。」との質疑に「農協と、シヨウガや遅植えのバレイショなどについて協議しており、またサツマイモも品種改良により光が見えつつある。まったく新規の作物となると難しいところで、議員の皆さんも情報があればご提供願いたい。」

「人口減少に歯止めがかからない中、コロナ禍で都市部から地方への移住者が目立ってきている。テレワークが進み、都市部に住む理由がなくなってきている。未来づくり課を中心に、本町に人を呼び込む施策を行ってほしい。」との意見があった。

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第1号令和2年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(国民健康保険事業特別会計)

「高額療養費について、どのような案件があったか。」との質疑に「特定難病医療や、透析などであった。」

「人間ドック委託料について、予算の都合上、希望者が受診できなかったということではなかったか。」との質疑に「予算上では制限を行っているが、上限に達した場合は補正予算で対応することとしている。しかしこれまでは予算内におさまっており、希望者は全員受診できている。」

「国民健康保険税の不納欠損処分について、理由を示されたい。」との質疑に「納税者の生活困窮や音信不通、時効到来によるものである。」これに対し「時効到来前に徴収するよう努力を求める。」との意見があった。

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第2号令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(後期高齢者医療事業特別会計)

「人間ドック助成について、国民健康保険事業特別会計分と助成単価に違いがあるのか。」との質疑に「同額だが、国保の場合は人間ドック分と特定検診に係る分を別けて支出しており、後期高齢者医療事業特別会計においては、それらを一括して支出している。」

その後、討論を行ないましたが、討論もなく、認定第3号令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(介護保険事業(保険事業勘定)特別会計)

「介護予防サービス等諸費について、ヘルパーの人員不足が言われる中、今後の確保についてどう考えているか。」との質疑に「ヘルパー事業所はもちろん、ヘルパーの確保というものは非常に困難であり、訪問介護サービスの提供については厳

しい状況が続くものと考えている。」

「介護報酬返納金について、回収の見込みは。」との質疑に「鹿屋市にあった事業所から回収すべきものであるが、目処は立っていない。他市町と連携しながら、今後も模索していきたい。」

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第4号令和2年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計)

質疑、討論はなく、認定第5号令和2年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(簡易水道事業特別会計)

「簡易水道維持費について、光熱水費の支出額が大きい、電気料など低減策等あれば教えていただきたい。」との質疑に「近年、漏水が多発しており、漏水を早急に改善することによりポンプの稼働率を落とすことで、電気料が上がらないようにしたい。」これに対し「ポンプは水源の近くで稼働しており、小水力発電を導入することも検討いただきたい。」との意見があった。

「水道使用料について、監査意見書によると、年々収入未済額が増えているが、その要因と解消のための対策は。」との質疑に「増えた要因は分からないが、催告や停水予告を通知したり、こまめに徴収に行くなどしたい。」

「水道使用料について、令和3年度で不納欠損になるようなものはないか。」との質疑に「通知を出して何らかの反応があったり、少しずつ分納をしていただいております、今のところはない。」

その後、討論を行ないましたが、討論もなく、認定第6号令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

(農業集落排水事業特別会計)

質疑、討論はなく、認定第7号令和2年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

令和3年9月24日

決算審査特別委員会 委員長 染川 金治

	<p>ここで議員の皆様方にお諮りします。委員会の審議中における質疑応答は、皆様既にご承知のことと存じますので会議録には全文を掲載しますが、委員長報告は、会議規則第 41 号、第 3 項の規定により、一部を省略させていただきたいと思っておりますので、議長に諮っていただくようお願いします。以上で、委員長報告を終わります。</p>
	(染川決算審査特別委員長 降壇)
○笹原議長	<p>ここで、議員の皆様にお諮りします。ただいま、決算審査特別委員長から会議規則第 41 条第 3 項の規定によって、委員長報告を省略して、会議録には、委員長報告全文を掲載することの申し出がありました。これにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、委員長報告は省略することに決定しました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。認定第 1 号令和 2 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第 1 号令和 2 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、認定第 1 号、令和 2 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第 2 号、令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第 2 号、令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)

○笹原議長	起立多数です。したがって、認定第2号令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。次に、認定第3号、令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、認定第3号、令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算に、委員長の報告と報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。したがって、認定第3号令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。次に、認定第4号令和2年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、認定第4号、令和2年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。したがって、認定第4号、令和2年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。次に、認定第5号令和2年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、認定第5号、令和2年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)

○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、認定第5号、令和2年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第6号令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第6号、令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	（起立する者あり）
○笹原議長	<p>起立多数です。したがって認定第6号、令和2年度、錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第7号、令和2年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第7号、令和2年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	（起立する者あり）
○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、認定第7号、令和2年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。</p>
	日程第11 議員の派遣について
○笹原議長	<p>日程第11、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。</p>
	日程第12 委員会の閉会中の特定事件の調査

○笹原議長	日程第 12、委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定によってお手元に配りました、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。
	日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査
○笹原議長	日程第 13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規則規定によってお手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 3 年第 3 回錦江町議会定例会を閉会します。
	散会 10 : 35